

年金をめぐる情勢（近年変更があったことがら）

1. 短時間労働者への厚生年金適用拡大

2016年10月～

- ・従業員（被保険者）501人以上の企業で、①週20時間以上、②月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）、③勤務期間1年以上見込み、の短時間労働者に厚生年金・健康保険を適用
- ・従来フルタイム労働者の3/4以上の時間働く場合に厚生年金・健康保険に加入することになっていたが、1/2以上の週20時間以上の労働者に適用を拡大した。

2017年4月～

- ・500人以下の企業にも、上記①～④を満たす場合に、労使合意にもとづき適用を拡大
- ・国・地方公共団体（公務員）には適用を義務づけ

2. 年金額改定方法の変更（年金額カット）

2018年4月～

(1) マクロ経済スライドの繰り越し（キャリアオーバー）

賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整 賃金や物価の上昇幅が小さい場合や、賃金や物価が下がったため、マクロ経済スライドが実施できない場合に、実施できなかった分を翌年以降に繰り越して実施

(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定（2021年4月施行）本来、賃金の上昇が物価の上昇より大きくなることを前提として年金額を改定するしくみが考えられていたが、近年、物価は上がっても賃金下がったり、物価の下落幅以上に賃金下がるようになり、そのような場合に物価ではなく賃金に合わせて年金額を改定する（引き下げる）

3. 国民年金保険料免除制度の変更

2018年7月～

- ・「30歳未満納付猶予」制度が「50歳未満」に変更 本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、申請によって保険料納付が猶予される。一般の免除と違い、老齢年金額には反映しない（1/2国庫負担なし）。

2019年4月～

- ・国民年金第1号被保険者に対して、産前産後期間の保険料を免除 厚生年金被保険者（国民年金第2号被保険者）にはすでに適用されている制度を国民年金第1号被保険者にも適用拡大する（産前6週間産後8週間）。ただし厚生年金被保険者と違って育休期間の適用はなし。

4. 年金受給資格期間の短縮

- ・2017年8月 老齢年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。ただし、障害年金の受給資格は変更なし